

経営者のための

# 銀行交渉術 と最新税務情報



第 123 号

令和 5 年 2 月 21 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■ 令和 5 年度税制改正大綱について ■

令和 4 年 12 月 16 日付けの自由民主党・公明党による令和 5 年度税制改正大綱について、令和 4 年 12 月 23 日に閣議決定されました。

自由民主党・公明党による令和 5 年度税制改正大綱の基本的考え方の中の相続税関係について、確認してみたいと思います。

## 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

### ① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度は、平成 15 年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。

具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

### ② 暦年課税における相続前贈与の加算

現行、相続開始前 3 年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっている。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を 7 年に延長する。

その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4 年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。

### ③ 贈与税の非課税措置

経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、不断の見直しを行っていく必要がある。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を 3 年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長する。

令和 3 年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。